

25 総第 1117 号
平成 25 年 9 月 2 日

亀岡市議会議長
木 曾 利 廣 様

亀岡市長 栗 山 正 隆

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分したので報告します。

記

報告第 1 号 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成25年9月9日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第6号

専 決 処 分 書

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年7月17日

亀岡市長 栗山正隆

特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年7月17日専決

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第27号

特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（特例期間中の給料の特例）

- 10 平成25年8月に支給されるべき市長及び副市長の給料月額については、第3条及び前項の規定にかかわらず、前項の規定により支給されることとなる額から、市長にあつてはその額に10分の1、副市長にあつてはその額に15分の1を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 特別職の職員のうち市長及び副市長の平成25年8月に支給されるべき給料月額を、次のとおり改正することとした。

	現行支給額	改正後の支給額	減給内容
市長	932,795円	839,516円 (△93,279円)	現行支給額から10分の1を乗じて得た額を減じた額
副市長	745,289円	695,604円 (△49,685円)	現行支給額から15分の1を乗じて得た額を減じた額

- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成25年8月1日から適用することとした。